

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

居宅介護支援のサービス提供にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. ご利用の事業所

事業所の名称	スクエアガーデンケアプランセンター
事業所の所在地	岡崎市羽根町字中田34
管理者の氏名	加藤 匠
電話番号	0564-55-2555
ファクシミリ番号	0564-55-1333
指定事業所番号	2372100137

2. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	愛知県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
介護老人保健施設	平成12年4月1日	2352180026	130人
通所リハビリテーション	平成12年4月1日	2352180026	10人
短期入所療養介護	平成12年4月1日	2352180026	
訪問看護	平成12年4月1日	2362190023	

3. 事業の目的と運営の方針

介護保険法等関連法令及び契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営む事ができるよう、利用者に対して適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関、地域包括支援センターとの連絡調整その他の便宜の提供を行います。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	区分				保有資格の内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			理学療法士、介護支援専門員
主任介護支援専門員	1				介護福祉士、主任介護支援相談員

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	9:00～18:00	4週8休
介護支援専門員	9:00～18:00	4週8休

6. 営業日

営業日	日曜休み 12/30 ～ 1/3は休み
営業時間	9:00 ～ 18:00

7. 居宅介護サービスの概要

種類	内容
要介護認定の申請代行	要介護認定申請書類の市役所介護保険課への提出
サービス計画の立案	居宅サービス計画の作成
情報提供及び連絡調整	居宅サービス事業者との契約締結に必要な援助、関連事業者との連絡調整

利用料 要介護・要支援認定を受けられた方は介護保険制度から全額支給されます。
(1単位 10.42円)

種類	内容
居宅介護支援費	要介護1・2 1086単位 要介護3・4・5 1411単位
初回加算	300単位/月 新規に居宅サービス計画書を作成する場合 ① 要介護区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画書を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画書を作成する場合
入院時情報連携加算 I・II	I 250単位/月 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 *営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日も含む II 100単位/月 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 *営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日が翌日でない場合は、その翌日も含む

退院・退所加算	カンファレンス参加無し 連携1回450単位、連携2回600単位、 カンファレンス参加有り 連携1回600単位、連携2回750単位、 連携3回900単位 退院・退所にあたって、当該職員と面談を行い必要な情報を受けた上で必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
緊急時居宅カンファレンス加算	200単位/回 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
通院時情報連携加算	50単位/月 医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画書（ケアプラン）に記録した場合

*病院等に入院された際は、担当者職員の氏名・連絡先を医療機関に伝えてください。

8. 実施地域

実 施 地 域	岡崎市、幸田町
---------	---------

9. 秘密保持について

当事業所は正当な理由が無い限り、サービスの提供に当たって知り得た利用者のご家族の秘密は漏らしません。

当従業員が退職後も在職中に知り得た利用者のご家族の秘密を漏らすことが無いように必要な処置を講じます。

サービス担当者会議等で個人情報を用いる場合は、利用者のご家族の同意を得た上で行ないます。

10. 事故発生時の対応

当事業所は、サービスの提供に当たって、事故が発生した場合には、速やかにご家族や市町村関係窓口に連絡いたします。

尚、自己の責に帰すべき事由により利用者にご生じた損害については賠償する責任を負います。但し、利用者やご家族に過失がある場合は、この限りではありません。

11. 苦情等申立先

愛知県国保連合会介護福祉室	電 話	052-971-4165
岡崎市役所介護保険課給付係	電 話	0564-23-6682
幸田町福祉課介護保険グループ	電 話	0564-63-5117
当施設ご利用相談窓口（加藤）	電 話	0564-55-2555

1 2. 第三者による評価の実施状況等

当事業所の第三者による評価の実施状況等は次のとおりです。

第三者による評価の 実施状況	① あり	実施日	H30年12月26日
		評価機関名称	ユニバーサルリンク(株)
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		

1 3. 身体拘束

身体拘束は、原則禁止とする。

1 4. 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果についても従業員に周知徹底を図ります。
- 2 虐待防止のための指針を整備。
- 3 従業員に対し、研修を定期的実施します。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 5 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員及び養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに担当の地域包括支援センター、市町村に通報します。

1 5. 衛生管理等

職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- 1 感染症の予防及びまん延防止のための委員会おおむね6月に一回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 6. ハラスメントの防止・対応

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる各種ハラスメントを防止するための必要な措置を講じます。

当事業所は、従業員が利用者及び利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者及び利用者の家族等が事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することが出来る。

17. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症又は非災害時の発生において、利用者に対する事業を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- 1 職場に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修や訓練の実施。見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

18. テレビ電話装着等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装着等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

- 1 利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
- 2 実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
- 3 2月に一度利用者の居宅を訪問して面談を行います。
- 4 移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
- 5 訪問者を迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
- 6 感染症が流行している状況でも、非接触での面談が可能になります。
- 7 利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

上記1から7説明を受け、同意いたします。

私は、本書面に基づいて乙の職員（介護支援専門員 氏名 _____）から上記重要事項の説明を受けた事を確認します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

署名代行理由

本人が署名することが困難なため

その他 (_____)

利用者の家族等

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____